

おもり

法人ニュース

— Vol.6 2018.10・11・12 —

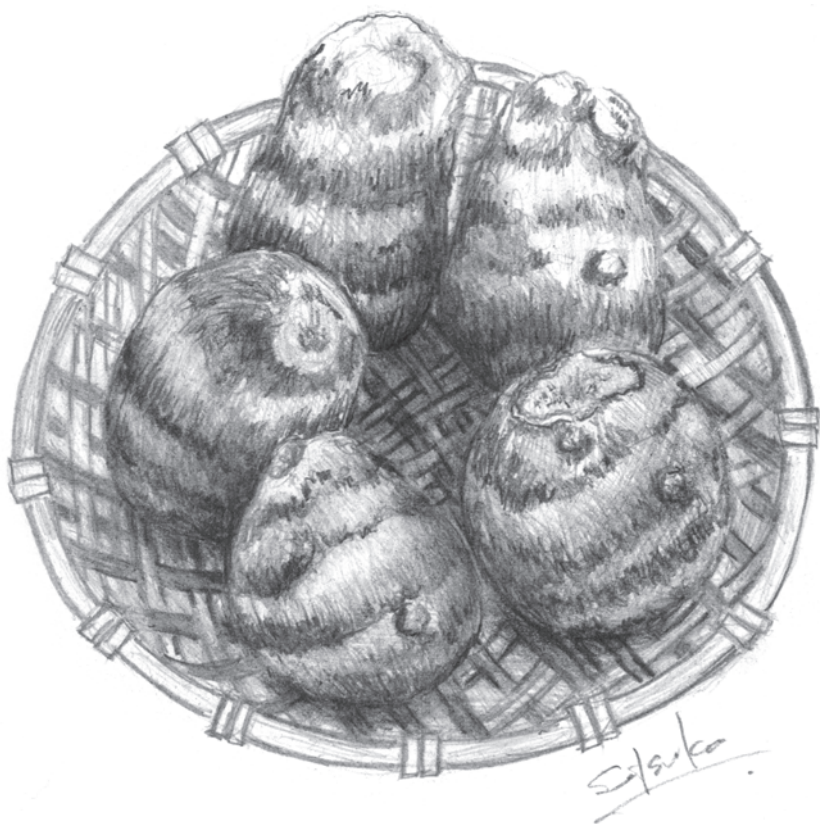
霜月号

えんぴつ画「季節のやさしい」

■ 顔 ■

大森税務署 署長 宮崎 憲司 ②

タックス・インフォメーション④ 平成30年度 法人会全国大会 税制改正要望全国大会⑥
ひろば⑩ 都税だより／日本政策金融公庫から⑬
お出かけください／ジャスト・ワン・ワード⑭ ダイアリー⑮



(作者・京浜容器機 内海節子氏)



よき経営者をめざすものの団体

公益社団法人

大森法人会

<http://www.tohoren.or.jp/oomori/>

さといも 里芋 (サトイモ科サトイモ属／原産東南アジア) 英名 Taro
里芋の渡来は、縄文時代に伝わり奈良時代には栽培されていたといわれる。元々「イモ」と呼ばれるものは、山で採れる「山芋」のことを指し、それと区別するために、「人家・村里で栽培される芋」の意味で「里芋」と呼ぶようになりました。 (文・南エヌ・フォーラム 中西 亮)

人に顔あり、街にも顔あり

顔

今号の顔は何を語るか —

160

今の時流に乗った仕事を税の現場でも 後で悔いない今を過ごすために 考え続けたい

大森税務署長 宮崎 憲司

私たち大森法人会の学びを深くする大森税務署に新しい署長が着任されました。福岡国税局から旧大蔵省、財務省などを変遷してきた宮崎憲司さん。会計の仕事を通じて関わってきたさまざまな経験についてお話しいただきました。

着任後に伝えた三つの願い
常に考え続ける大切さ

大森税務署に着任して最初にお話させていただいたことは三つ。一点目はコンプライアンスの徹底と遵守。ハラスメントなどがあると組織が立ち行かなくなります。そうした、当たり前のことを普通にやってほしいとお願いをしました。二点目

はフラットで良好な職場をつくっていきましょうということ。基本は報告・連絡・相談。とくに悪い情報は、ホウレンソウが遅ければ遅れるほど悪い状況になっていきます。三点目は、言うは易く行ふは難しですが、前例や慣習にとらわれずにやってほしいということ。今の時流に乗った仕事——とくに若い人たちは今を理解しているのですから、組織に流されず、あなた方が今何を思っているのか素直に話してほしいと伝えました。そのためにも考え続けてほしい。とにかく考え、途中であきらめないでほしいと話しました。

「いかに使う」の立場から
税務の現場に戻り思うこと

私がこの道に入ったきつか

けは極めて不純な動機でした。もう受験勉強をしたくない。その一心でした。大学受験を目指していた時期、税務署勤めの父から願書を見せられ、深く考えずに受けて国税局に採用。もう勉強はいいや、と楽な道を選び、そこから苦勞の道が始まりました(笑)。採用されたのは福岡国税局でしたが、大阪の税務署を中心に数年働き、昭和60年旧大蔵省に転向してこのかた、税の現場とは離れてきました。ですから、どちらかというと私自身は、徴収する側ではなくされる側、調査する側ではなく受ける側の立場で仕事をしてきたつもりです。財務省は予算をつくり執行するので、その予算(税)をどう使えば国民の皆様に納得していただけるのか。それを何

十年も考えてきました。

税務の現場に戻るのには久しぶりなのですが、後悔しないように、今やるべきことはやり、疑問があれば解決して、迷ったら原点に立ち返りながら務めたいと思います。

人生観が変わるほど
苦しい時期を経て今がある

国税局から旧大蔵省に向して以来、4つの法人で都合10年間勤めました。それらの法人はどれも財務省の所管ではなく、文部科学省や厚生労働省、国土交通省といったところが所管する法人でした。そうした異分野の法人で働いた一番の財産は、人とのつながりです。



▲財務省外観(出典:財務省ホームページ)

大蔵省・財務省の大臣官房の会計も長く勤めました。この大臣官房の会計という仕事はこの省庁にもあるもので、各省庁内の予算をまとめて執行、決算します。世の中で注目を集める主計局や理財局の仕事とは異なり、どこにでもある会計の仕事といえます。

ただ、ある時期、国会対応に追われ、人生観が変わるほど苦しんだこともあります。本来、会計課の仕事に国会対応などは減多にないのですが、その減多に当たり、毎日のように議員のところにレクに行き、深夜近くまで野党の質問を待ち、答弁書を作成しました。その時期を越えて今の私がここにいます。

今回、税の職場に久しぶりに戻って、これから皆様方のお話をお聞きするのが楽しみです。とくに日本のモノづくりの現場がどうなっているのか、国の補助金などは活かされているのか、仮に活かされているならば、どんな

ハードルをどのようにして越えたのかなどに関心があります。

「良い加減」の臨機応変な性格が今日の自分の顔になる

父としての私は「お父さん、また来てね」の世界でした。子どもが寝てから帰宅し、起きる前に出掛ける毎日。家のことも育児も教育も妻にまかせっぱなしでした。ここ5年くらい、ようやく年1回の旅行、月1回程度の外食を夫婦で楽しめるようになってきました。たいしたものは作りませんが、休みの日は私が料理を担当しています。

自分の性格を一言でいうと「良い加減」。短気な面も気長な面も、一生懸命な面も適当な面もある。いろいろな側面を持っていると思います。



す。臨機応変というか、その場その場でカメレオンみたいに变化する。私自身、様々な仕事に携わりましたが、父も異動の多い仕事でしたので、幼少期から15回も引っ越したことが影響しているかもしれません。その地に馴染むことが身に染みているんですね。反面、人見知りでもある。そういう性格が自分の顔にどう出ているのかわかりません。顔っていつも見ていないと忘れますよ

ね。1か月も見ないとわからなくなることがあります。変わりますしね。自分の顔も変わっているのではないかなと思います。30年を越える公務員生活で私自身の顔にも変遷があるでしょう。今日撮影していただいた顔もその変遷の1枚です。

〈インタビュー〉

岡本 勝子
はた さぶろう 安野 卓志
南 貞治郎

〈文〉
谷村 紀久代

9月26日 大森税務署にて

■プロフィール■

宮崎 憲司(みやざき けんじ)
昭和33年5月生まれ 福岡県出身

昭和52年4月 福岡国税局採用
昭和60年7月 大蔵省大臣官房 会計課
平成21年7月 近畿財務局 会計課 課長
平成23年7月 東京上野税務署 副署長
平成25年7月 財務省大臣官房 会計課 管理室長
平成27年7月 自動車事故対策機構 参事(経理部長)
平成30年7月 大森税務署 署長

年末調整について

年末調整とは、給与の支払者がその年最後に給与の支払をする際、給与の支払を受ける各人別に、それまでその年中に給与を支払う都度、源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の合計額と、その年中の確定した給与総額について正しく計算した納付すべき税額（年税額）とを比較して、過不足額の精算を行うことをいいます。したがって、この年末調整は、給与の支払を受ける大部分の人にとって確定申告に代わる役目を果たす大切な手続といえます。

1 年末調整を行う時期

年末調整は、原則として、その年最後に給与の支払をする際に行いますが、年の途中で死亡等を理由に退職した人や海外の支店への転勤等により非居住者となった人などについては、その退職の時又は非居住者となった時に年末調整を行います。

2 年末調整の対象とならない人

次に掲げるような人に支払う給与は、年末調整の対象になりません。

- (1) 国内に住所も1年以上の居所も有していない人（非居住者）
- (2) 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出していない人（源泉徴収税額表の乙欄又は丙欄の適用者）
- (3) 本年中の主たる給与の収入金額が2,000万円を超える人
- (4) 「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」の規定により、本年分の給与に対する源泉所得税及び復興特別所得税につき徴収猶予や還付を受けた人
- (5) 年の途中で退職（死亡退職等を除きます。）した人

3 年末調整の手順等

年末調整の手順や上記事項の詳細については、「平成30年分 年末調整のしかた」をご覧ください（国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます）。

4 平成30年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の提出について

提出期限は平成31年1月31日（木）となります。

※給与支払報告書・特別徴収票は各市区町村へ提出してください。

国税の納付は簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください!!

ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書のデータの送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができます。便利な電子納税の納付手段です。

電子納税に電子証明書やICカードリーダライタは不要です。また、徴収高計算書の送信にも電子証明書等は不要なので、源泉所得税及び復興特別所得税を納めている方に、特におすすめです。

詳しくは、e-Taxホームページ【www.e-tax.nta.go.jp】をご覧ください。



国税局・税務署

いつでもどこでもスマホで申告

「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書は、IDとパスワードがあれば、e-Taxで送信(提出)できます。

平成31年(2019年)1月以降、申告書をe-Tax(国税電子申告・納税システム)で送信(提出)するためには、マイナンバーカードとICカードリーダライタを使用するマイナンバーカード方式と、ID(利用者識別番号)とパスワード(暗証番号)があれば利用できるID・パスワード方式があります。

なお、ID・パスワード方式は、スマートフォンでも利用できます。

STEP

1 ID・パスワード方式の申請

※ この申請は、平成30年(2018年)1月以降、行っています。

◎お近くの税務署で職員と対面による本人確認の後、IDとパスワードを即日発行します!

(注) 1 勤務先のお近くの税務署でも発行できます。

(注) 2 確定申告期に限らず、いつでも発行が可能です。
(税務署が開庁している日に限ります。)

(注) 3 運転免許証などの本人確認書類をご持参ください。

(運転免許証のほか、マイナンバーカードや公的医療保険の被保険者証などがご利用できます。)



STEP

2 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

※ ID・パスワード方式による申告は、平成31年(2019年)1月からとなります。

◎ 税務署に行く手間がかりません!

◎ 画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます!

◎ 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます!

◎ パソコン、スマホ、タブレット端末のいずれも利用可能!

◎ ご不明な点は電話で問合せできます!

(電話番号等は、国税庁ホームページをご覧ください。)

タブレット端末等をご使用の方はこちらをご利用ください。



www.keisan.nta.go.jp

作成コーナー



STEP

3 作成コーナーからe-Taxで送信(申告書を提出)

◎ 1で取得したIDとパスワード(ID・パスワード方式)を利用してe-Taxで送信すれば申告完了!

◎ e-Taxで送信すれば、源泉徴収票などの添付書類は提出不要! (自宅で保管する必要があります。)

◎ 送信するデータの控えは、PDF形式で保存できます。

(注) 1 「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。

(注) 2 平成31年(2019年)1月以降、e-Taxホームページから確認できるメッセージボックスに保管されている受信通知(e-Taxでの申告履歴)や税務署からのお知らせなどを確認するには、マイナンバーカード等での認証が必要となりますのでご注意ください。

(注) 3 ID・パスワード方式は、暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。



申告書の印刷や郵送は不要です

・平成31年(2019年)1月以降も、引き続き、従来の方法でもe-Taxによる申告書の送信ができます。

・国税庁では「マイナンバーカード方式」を推奨しています。



※ ID・パスワードの取得は、年が明けますと税務署が混雑してきますので、年内での取得をお勧めします。

税金クイズ

次の問題に番号で答えてください。あなたの税知識は?

A 機械設備等を取得した時に支出した据付費はその機械設備等の取得価額に含めるか?
① 含める。
② 含めない。

B 中小法人の交際費等の損金不算入額の計算における定額控除限度額はいくら?
① 八百万円。
② 四百万円。

C 商品券の贈答は、消費税の課税取引に該当するか?
① 該当する。
② 該当しない。

D 平成三十一年十月一日から開始する消費税軽減税率制度について、お酒の購入は軽減税率の対象にならないが、ノンアルコールビールの購入は対象となるか?
① 対象となる。
② 対象とならない。

※ 答えは15ページに

ず、政府・議会とともに国民の信頼を裏切るような事態に陥っているのは残念でならない。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

(3) 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率を導入されることになっているが、これは事業者の事務負担が大きいという、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明した。

(1) 現在施行されている、消費税軽減対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できようとして「消費税還元セール」等の表示を可能とすることが政府で検討されている。これは消費税の適正な転嫁に関わるだけでなく、中小企業に対して本体価格の引き下げを要求されかねない等、影響も大きいことから慎重な検討を求める。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3) 軽減税率制度を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して周知を行い、混乱が生じないよう努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

5. マイナーバー制度について

6. 今後の税制改革のあり方

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○OECD加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア10カ国の平均は22%となっており、依然として

我が国の水準は高い。このため、国際競争力強化などの観点から、一般の法人実効税率引き下げの効果を極めつつ、さらなる引き下げも視野に引入る必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成31年3月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することは困難な場合は、適用期間を延長する。また、昭和56年以降、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については公平性・簡素化の観点から政策目的を達したものは適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期間が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期間を延長する。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで「中古設備」を含める。

なお、中小企業投資促進税制の上乗せ措置として平成29年度に改組された中小企業経営強化税制については、事業年度末が迫った申請の認定に当たっては弾力的に対応すること、及び適用期限（平成31年3月31日）を延長すること。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考えられる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっております。欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業

従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税・贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特別措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しては適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

② 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特別制度を適用するためには、5年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討・後継者の選任等をはじめとする企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

Ⅲ. 地方のあり方

○国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自励の精神であることを改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。

○ふるさと納税制度にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり、真の地方活性化にはつながらない。そもそも住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、ふるさと納税本来の趣旨に沿った見直しが必要である。

○地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとの指摘が多い。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案・実行し、いなければならない。

(1) 機能移転の促進、地元の特性に根ざした技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくり

- や人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組み必要がある。
- (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与とは近年、国家公務員給与と比べたラスパイレース指数(全国平均ペース)が改善せず、に高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める、行政委員会委員の報酬についても、当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興

- 東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間」(平成28年度～32年度)にも3年目に入っているが、被災地の復興・産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じよう求める。
- 熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復興・復興の実現等に向けて早急に取り組まねばならない。

V. その他

1. 納税環境の整備
2. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

法人税関係

1. 役員給与との損金算入の拡充
(1) 役員給与とは原則損金算入とすべき
- (2) 同族会社も業績連動給与との損金算入を認めるべき
2. 公益法人課税

所得税関係

1. 所得税のあり方
基幹税としての財源調達機能の回復
も、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。
- (2) 各種控除制度の見直し
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。
- (3) 個人住民税の均等割
地方税である個人住民税の均等割についても、利益負担原則の観点から適正水準とすべきである
2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
- (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
- (2) 相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げる。

地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し
商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価を見直す。
- (2) 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3) 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、将来には廃止も検討すべきである。
- (4) 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- (5) 国土交通省・総務省・国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
2. 事業所税の廃止
事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。
3. 超過課税
住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。
- なお、平成36年度から森林環境税の課税が開始される予定であるが、現在、各府県で導入している森林環境等を目的とした超過課税と二重課税とならないよう配慮するとともに、真に必要な事業に用途を限定すべきである。
4. 法定外目的税
法定外目的税は、税の公平性・中立性に反するところのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

その他

1. 配当に対する二重課税の見直し
2. 電子申告

大会宣言

法人会全国大会・鳥取大会



われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する取組など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献していくこととしている。

現在、わが国経済は、好調な企業業績などを背景に緩やかな拡大基調を続けているが、自律的で力強い好循環に入ったとは言い難い。一方、国際経済面では、アメリカの保護主義政策が各国との経済摩擦に発展しており、わが国にとっても看過できないリスクとなっている。

財政健全化は国家的課題である。消費税率引き上げの再延期に伴い、プライマリーバランス黒字化目標の達成時期が大幅に延期されたが、持続可能な社会保障制度と財政健全化の両立を目指した「社会保障と税の一体改革」の理念に立ち帰り、歳出・歳入の一体改革を着実に実行することが極めて重要である。

中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保に大きく貢献しており、わが国経済の礎である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、中小企業の力強い成長を促す税制の確立が不可欠である。

われわれ法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「本格的な事業承継税制の創設」等を中止とする「平成31年度税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、ここ鳥取の地で全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

平成30年10月11日

全国法人会総連合全国大会

平成31年度 税制改正スローガン

◎ 財政健全化は国家的課題。
目標の早期達成に向けて
全力を！

◎ 少子高齢化の
急速な進行は不可避。
社会構造化変化に対応した
社会保障制度の確立を！

◎ 中小企業向け
税制措置を拡充し、
真の経済再生を！
◎ 中小企業は雇用の担い手。
事業承継税制の改革は
地方活性化のためにも
重要！



地域イベントに参加

大森第四小学校「水遊び大会」

7/14(土) 税金クイズ参加者300名
会場 大森第四小学校



馬込盆踊り大会

7/21(土) 税金クイズ参加者250名
会場 馬込第三小学校



梅屋敷流し踊り大会

8/24(金) 税金クイズ参加者200名
会場 梅屋敷商店街



第16回池上祭「こどもミュージカル」

8月26日(日) イベント参加者400名
会場 池上会館2階集会室



大森まち活フェスティバル

9/30(日) 税金クイズ参加者300名
会場 大森駅東口ロータリー広場



JR大森駅夢コンサート

10/13(土) 参加者500名
会場 JR大森駅コンコース



▲ユニフィルによる華麗な弦楽四重奏

公開講座

10/4(木) 参加者170名
会場 大森東急REIホテル

今年度も青年部会と公益事業委員会合同で公開講座を開催しました。

下町ボスレープロジェクトの國廣愛彦氏と黒坂浩太郎氏を迎え、「モノ作り大田、世界への挑戦！」と題し講演頂きました。



役職者合同研修会

9/14・15(金・土) 参加者44名
会場 伊豆長岡温泉京急ホテル



▲講師
税理士 蒲生 貞一氏



法人会講座

ゲーム感覚で学ぶ！
「利益管理と資金管理」

8/9(木) 参加者25名
会場 法人会館研修室



▲講師 (株)エフシーバンク 鈴木 智久氏
(株)アーヌエヌエ 杉山 豊 氏

なるほど法人税講座(全3回)

9/4(火)・11日(火)・19日(水)
参加者13名 会場 法人会館研修室



講師▶
税理士 田原 憲和氏

データ

平成30年10月末現在
管内法人数 **7,787社**
大森法人数員数 **1,653社**

環境広場

環境・省エネ活動の一環で法人会事務局のガス・電気代の昨年との比較を掲載しております。

	平成30年10月	平成29年10月	使用料差	昨年比
ガス代	20,346	22,039	▲1,693	92%
電気代	31,072	26,825	4,247	115%



法人会 企業交流会

第1支部

(大森南地区・大森東地区・大森中地区)

8/29(水) 参加者68名

会場 浜松町 御座船 安宅丸



毎年恒例の法人会企業交流会。
豪華絢爛な御座船パーティー
や、モノマネショーで大爆笑。
参加された皆様には、大いに楽し
んで頂きました。

第4支部・第5支部合同

(中央地区・池上地区・馬込地区)

8/21(火) 参加者39名

会場 新宿そっくり館キサラ



第2支部(大森西地区)

8/18(土) 参加者20名

会場 新宿そっくり館キサラ



▲ステージ上で、記念撮影!!

第3支部

(大森本町地区・大森北地区・山王地区)

8/22(水) 参加者38名

会場 浜松町 御座船 安宅丸



▲踊り子さんとのショットでニコリ



中小企業者向け省エネ促進税制

～法人事業税・個人事業税の減免～

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

対象者：「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者
(資本金 1 億円以下の法人等、個人事業者が該当します。)

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください!

主税局 環境減税

検 索

詳しい案内やQ & Aも掲載しています。

【お問い合わせ先】

●中小企業者向け省エネ促進税制に関すること

- ・所管都税事務所の法人事業税・個人事業税班 (品川都税事務所 03-3774-6666)
- ・主税局課税部法人課税指導課 (法人事業税班) 03-5388-2963
- ・主税局課税部課税指導課 (個人事業税班) 03-5388-2969

●地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること

東京都地球温暖化防止活動推進センター (クール・ネット東京) 03-5990-5091

日本政策金融公庫大森支店国民生活事業からのお知らせ

日本政策金融公庫

国民生活事業のご案内

わたしたちは、地域の皆さまのための政策金融機関です。



・セーフティネット・ 創 業・ ソーシャルビジネス・
・海外展開・ 事業再生・ 事業承継・

日本公庫では、事業資金融資、国の教育ローンなどのほか、経営に関する様々な情報を提供しています。

TEL 03-3761-7552

JFC 日本政策金融公庫
国民生活事業

日本公庫

検 索

<https://www.jfc.go.jp/>

事業資金融資に
関するご相談

事業資金相談ダイヤル

行こうよ! 公庫

0120-154-505

平日9時～19時

※土日、祝日、年末年始(12月31日～1月3日)は
ご利用いただけません。

国の教育ローンに
関するご相談

教育ローンコールセンター

ハローコール

0570-008656

※土日、祝日、年末年始(12月31日～1月3日)は
ご利用いただけません。

※電話番号のお掛け間違いにご注意ください。

1日(金)	
2日(土)	
3日(日)	
4日(月)	
5日(火)	★記帳教室 13:30～16:00 法人会館研修室
6日(水)	★新設法人説明会 13:30～16:45 法人会館研修室
7日(木)	業務執行理事会 11:00～ 法人会館研修室
8日(金)	
9日(土)	
10日(日)	
11日(月)	✕建国記念日
12日(火)	
13日(水)	★決算法人説明会 13:30～16:45 法人会館研修室
14日(木)	
15日(金)	
16日(土)	
17日(日)	
18日(月)	平成30年分確定申告開始～3月15日まで
19日(火)	
20日(水)	
21日(木)	理事会 16:00～ 法人会館研修室
22日(金)	
23日(土)	
24日(日)	
25日(月)	
26日(火)	
27日(水)	
28日(木)	
期限	2/12 源泉所得税(1月分)納税
	2/28 12月決算法人の確定申告納税
	2/28 6月決算法人の中間申告と納税
	2/28 社会保険料(1月分)納付期限



お出かけください。

☆新年賀詞交歓会

1/23(水)大森東急REIホテル

年間の事業で最も会員の皆様に参加される賀詞交歓会。

異業種の方々が集まる交流会となりますので、ぜひご参加ください！

★平成30年分確定申告書提出

期間：2/18(月)～3/15(金)

会場：池上会館 西館2F

～この期間に忘れずにご提出ください！～

★消費税軽減税率制度説明会

日程：2/6(水)・2/13(水)・3/19(火)
・3/20(水)

時間：いずれも16:00～16:45

会場：大森法人会館 3階 研修室

申し込みは不要です。ぜひご来館ください！

◀カレンダーの各開催要領は当会ホームページをご覧ください。



●君は今の仕事に向いていると思うか？入社3年目で悩んでいた当時、恩師からこう投げかけられました。怒られるのを覚悟で向いていないと答えました。「それでいい。向いていないと思うからこそ、何かを改善しよう」と努力したり、勉強したりするんだ。仕事に向いていると思ったからこそ成長が止まる。だから頑張れ」と言われました。今でもこの言葉が支えとなっています。これからも苦しい時こそ発想を変えて、自分の成長につなげるチャンスに変えていきたいと思っています。

(広報委員 加島嘉人)

●先日街を歩いていると、どこからか金木犀の甘い香りが漂ってきました。「秋だなあ」としみじみ季節の移り変わりを味わうことができて少しだけ心が和みました。街の中にある草花や木の葉の色、虫の声、陽の光、朝の空気のおいなど、日常の生活の中にもまだまだ季節

★印のイベントは一般の方も参加できます。
詳しくは事務局03(3)7514484までご連絡ください。

12月

1日(土)	
2日(日)	
3日(月)	広報委員会 16:00より 法人会館会議室 終了後年末懇親会
4日(火)	正副会長会 18:00より
5日(水)	★新設法人説明会 13:30~16:45 法人会館研修室
6日(木)	源泉部会役員会 16:00~
7日(金)	
8日(土)	★大森駅夢コンサート 13:30~15:00
9日(日)	
10日(月)	
11日(火)	第6支部京浜島特別研修会 14:00~16:00
12日(水)	★決算法人説明会 13:30~16:45 法人会館研修室 税制税務委員会 18:00~
13日(木)	森彰会講演会「署長講話」16:00~ 法人会館研修室
14日(金)	
15日(土)	
16日(日)	
17日(月)	<地球温暖化対策報告書 提出締切>
18日(火)	
19日(水)	
20日(木)	
21日(金)	
22日(土)	
23日(日)	✕天皇誕生日
24日(月)	(振替休日)
25日(火)	
26日(水)	
27日(木)	
28日(金)	御用納め
29日(土)	
30日(日)	
31日(月)	
期限	12/10源泉所得税(11月分)納税
	※ 10月決算法人の確定申告納税
	※ 4月決算法人の中間申告と納税
	※ 社会保険料(11月分)納付
	※印の納付期限は2019年1月4日まで

1月

1日(火)	
2日(水)	
3日(木)	
4日(金)	御用始め
5日(土)	
6日(日)	
7日(月)	
8日(火)	
9日(水)	
10日(木)	
11日(金)	
12日(土)	
13日(日)	
14日(月)	✕成人の日
15日(火)	
16日(水)	
17日(木)	
18日(金)	
19日(土)	
20日(日)	
21日(月)	
22日(火)	
23日(水)	大森法人会新年賀詞交歓会 18:00~ 大森東急REIホテル会議室
24日(木)	
25日(金)	
26日(土)	
27日(日)	
28日(月)	
29日(火)	
30日(水)	
31日(木)	
期限	1/10 源泉所得税(12月分)納税
	1/22 納期の特例の適用を受けている場合の所得税及び復興特別所得税納税
	1/31 11月決算法人の確定申告納税
	1/31 5月決算法人の中間申告と納税
	1/31 社会保険料(12月分)納付
	1/31 源泉徴収票の本人への交付と提出
	1/31 給料支払報告書、特別徴収票の提出

税金クイズの答え

- を感じさせてくれることがあるんですね。大田区にも大きな公園や寺院といった気持ち良い場所がありますので休日に繰り出してみるのもいいのではないのでしょうか。
- 自然を満喫した後は炭火で焼いた秋刀魚を肴に月を愛でながらちよいと一杯。もう、秋はたちませんね。
- (広報委員 秋山治彦)
- A** ①機械等の据付費や試運転等の事業の用に供するために直接要した費用については、取得価額に含めなければならない。
- B** ①平成三十年の税制改正で、適用期限が平成三十一年三月三十一日まで延長となりました。また、事業年度が1年未満の場合は、その事業年度の月数で按分する必要があります。
- C** ②商品券の譲渡は国内取引の「物品切手等の譲渡」に該当し、非課税取引となります。
- D** ①アルコール度数1度未満の飲料については酒類に該当しないため、軽減税率の対象となります。

企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください!

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表 (3月31日点検分)

項目番号	点検結果
18	確認したところ遅延が1件あった。

点検担当者： 法人 太郎

代表者記入欄 改善方針
売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

○ 点検項目チェック表

		【資産評価】			
科目等	点検項目	9/31	3/31	／	／
預現金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	☐	☐		
	13 現金・小切手による高額又は不特定（緊急）の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	☐	☐		
	14 現金（通帳）と帳簿の残高は一致していますか。	☐	☐		
	15 受取手形の譲渡と補助簿（受取手形記入帳）は定期的に照合されていますか。	☐	☐		
売掛金 未収金	16 補助簿（売掛一覧表）と得意先に対する請求残高は一致していますか。	☐	☐		
	17 残高がずいぶんになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	☐	☐		
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	☐	☒		
	19 入金条件（決済日、決済手段）に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	☐	☐		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。
 また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。
 点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

公益社団法人 大森法人会

電話番号 03-3751-4484

URL等 <http://www.tohoren.or.jp/oomori>

従業員の退職金準備は

特退共

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度

(新企業年金保険)



特定退職金共済制度(特退共)の魅力

1. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
2. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
3. 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

○この制度は大同生命と提携した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
 ○このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
 ○上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づいたものであり、今後税務の取扱いが変更される可能性もあり、将来を保障するものではありません。
 ○ご加入にあたっては、必ず所定の「コンプラット」をご確認ください。

公益財団法人

東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり昭和52年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務上の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約5,200社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

資料請求・
お問い合わせは

TTK

公益社団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
 TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/>